

## 特定個人情報取扱規程 ひな型

20150913 版 株式会社 CEI

このひな型は、予告なしに修正又は変更されます。

### 目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 安全管理措置
  - 第1節 組織的安全管理措置（第6条―第12条）
  - 第2節 人的安全管理措置（第13条）
  - 第3節 物理的安全管理措置（第14条―第17条）
  - 第4節 技術的安全管理措置（第18条―第22条）
- 第3章 特定個人情報の取得（第23条―第30条）
- 第4章 特定個人情報の利用（第31条・第32条）
- 第5章 特定個人情報の保管（第33条・第34条）
- 第6章 特定個人情報の提供（第35条）
- 第7章 特定個人情報の公表、開示、訂正等、利用停止等（第36条）
- 第8章 特定個人情報の廃棄・削除（第37条）
- 第9章 特定個人情報の委託の取扱い（第38条）
- 第10章 その他（第39条―第44条）
- 附則

### 第1章 総則

（目的）（国立大学法人又は独立行政法人向け<sup>1</sup>）

**第1条** この規程は、〇〇法人〇〇（以下「本学」という。）（or 以下「機構」という。以下「研究所」という。等々と読み替えてください。）が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号、以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編、特定個人情報保護委員会告示第6号）（以下「ガイドライン」という。）に基づき、本学が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な取扱いを定めることを目的とする。

<sup>1</sup> 沖縄科学技術大学院大学、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、原子力損害賠償・廃炉等支援機構、国立大学法人、大学共同利用機関法人、日本銀行、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、農水産業協同組合貯金保険機構、放送大学学園、預金保険機構

2 この規程は、〇〇大学個人情報保護規程その他の個人情報に関する規程の特例を定めるものである。

or

(目的) (学校法人、公益法人又はその他企業向け)

**第1条** この規程は、〇〇法人〇〇 (以下「本学」という。) (or 以下「法人」という。以下「〇〇」という。等々と読み替えてください。) が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。) 及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (事業者編、特定個人情報保護委員会告示第5号) (以下「ガイドライン」という。) に基づき、本学が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な取扱いを定めることを目的とする。

2 この規程は、〇〇法人個人情報保護規程その他の個人情報に関する規程の特例を定めるものである。

or

(目的) (地方独立行政法人向け。条例が根拠となるため他の法人形態と比較して以下のひな型の編集箇所は多くなるものと思います。)

**第1条** この規程は、〇〇法人〇〇 (以下「本学」という。) (or 以下「機構」という。等々と読み替えてください。) が、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)、〇〇県個人情報保護条例及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編、特定個人情報保護委員会告示第6号) (以下「ガイドライン」という。) に基づき、本学が特定個人情報の適正な取扱いを確保するための具体的な取扱いを定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

出てこない用語は削除する。「個人番号」を最初に持ってくるほうがわかりやすいかもしれない。

(特定個人情報等の提供の制限)

**第35条** 本学は、次の各号のいずれかに掲げる場合を除き、本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報等を第三者(法的な人格を超える特定個人情報等の移動を意味し、同一法人の内部等の法的な人格を超えない特定個人情報等の移動は該当しない。)に提供しないものとする。

- 一 個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき
- 二 個人番号関係事務実施者が個人番号関係事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき。<sup>27</sup>
- 三 本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき
- 四 特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継に伴い特定個人情報を提供するとき
- 五 住民基本台帳法第30条の6第1項の規定その他政令で定める同法の規定により特定個人情報を提供するとき
- 六 地方公共団体の機関が、条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に、その事務を処理するために必要な限度で特定個人情報を提供するとき (←地方独立行政法人のみ向け)
- 七 特定個人情報保護委員会に提供するとき
- 八 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
- 九 その他番号法第19条に該当するとき

2 本学は、本学の職員が在籍出向(本学と出向を命じられた職員との間の労働契約関係が終了することなく、出向を命じられた職員が出向先に使用されて労働に従事することをいう。<sup>28</sup>)をする場合、出向先へ特定個人情報等の提供をしないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合を除く<sup>29</sup>。

## 第7章 特定個人情報等の公表、開示、訂正等及び利用停止等

(保有個人データに関する事項の公表、開示・訂正等及び利用停止等)

<sup>27</sup> 具体的には、事業主が従業員の厚生年金被保険者資格取得に関する届出を年金事務所に提出する場合が挙げられる(「民①→民②→官(個人番号利用事務を処理する者)」で提供される場合の、「民①→民②」又は「民②→官」の場面である。)(番号法逐条解説)

<sup>28</sup> 平24.8.10基発0810第2

<sup>29</sup> Q&AのA4-5-1では、「ただし、従業員の出向・転籍元の事業者が、出向・転籍先の事業者と委託契約又は代理契約を交わして個人番号関係事務の一部を受託し、従業員から番号の告知を受け、本人確認を行うこととされている場合は、出向・転籍元の事業者が改めて本人確認を行った上で、出向・在籍先の事業者へ特定個人情報を提供することも認められます。」とある。

(株)CEI

F A X

03-5213-3422



◆ お申し込み方法

F A X (03-5213-3422) でこのまま申込書をお送りください。

マイナンバー(番号法)

**特定個人情報 取扱規程ひな型**

国立大学法人、独立行政法人

学校法人、公益法人向け

申込書・発注書

法人名 所属	
申込責任者氏名	
住所(送付先)	〒
電話番号	
メールアドレス	

価格：28,000円(消費税込み)

お支払い方法：発送後、請求書を発行致します。後日お振り込みください。

- ① ご発注後、速やかにデータで送信いたします。
- ② その後、CD-ROM及び印刷物を郵送いたします。
- ③ 送付後の修正・変更は、URLの紹介により、ご案内致します。
- ④ その他、職員への案内通知ひな型、基本方針ひな型、就業規則改訂検討箇所等も同梱します。

- ・弊社とすでに人事労務相談顧問契約がある法人様へは、無償にてご案内済みです。
- ・11月までに、弊社と人事労務相談顧問契約を締結をされる場合は、無償にてご案内致します。
- ・同一法人内でのご利用のための複写は自由です。それを超えての複写はお控えください。

◆ お問い合わせ先

株式会社シー・イー・アイ 米澤・後藤

〒102-0085 千代田区六番町1-8 馬場ビル Tel 03-5213-3421 Fax 03-5213-3422

E-mail: infom@ceinet.co.jp http://www.ceinet.co.jp

2015.9.15